

デロイト トーマツ チャイナ ニュース

中国の投資・会計・税務情報

Vol.154 September 2015

Contents

投資情報

中国不動産市場に関する外資規制の緩和.....	2
-------------------------	---

税務情報

費用分担契約に関する新規定の公布

～デロイト中国発行「Tax Newflash」～.....	4
-------------------------------	---

国家税務総局が「特別納税調整実施弁法」のディスカッションドラフトを公表

～デロイト中国発行「Tax Analysis」～.....	8
-------------------------------	---

中国投資入門 Q&A

～外資参入規制とVIEスキーム～.....	10
-----------------------	----

中国業務に関する主なお問合せ先.....	13
----------------------	----

本ニュースに基づいて、財務上の問題やビジネスの問題に影響があるような意思決定や行動をとられる場合は、下記の点を考慮した上で必ず当法人の専門家にご相談ください。

1. 本ニュースは、一般的な情報を提供するものであって、各利用者の具体的な事情に即した会計情報を提供するもの、或いは会計、税務、法律、投資、コンサルティングその他の助言やサービスを提供するものではありません。
2. 本ニュースに含まれている情報は、利用者の参考のためのみに供されるものです。
3. 本ニュースは、その作成後の状況変化等により時機に即していない可能性があります。

翻訳部分の表現については十分吟味していますが、日本語では本来の意味を表現できていない箇所のある可能性がありますので、ご利用に際しては原文をご確認くださいませよう願ひ致します。

発行人: デロイト トーマツ 中国サービス グループ
〒108-6221 東京都港区港南 2-15-3 品川インターシティC 棟
電話: 03-6720-8341 / ファックス: 03-6720-8346
E-Mail: chinanews@tohatsu.co.jp

投資情報

中国不動産市場に関する外資規制の緩和

2015年8月19日付で、中国の住宅都市農村建設部等6部門¹により「不動産市場への外資の参入と管理にかかる政策の調整に関する通知」(建房「2015」122号 以下、“122号通知”と表記)が公布、施行されました。これにより、外商投資不動産企業に対する登録資本金および資金借入に関する規制が緩和されました。また、外国人が個人で不動産を購入する場合等の条件も見直しがなされています。本稿では、122号通知による規制緩和策の概要をご紹介します。

1. 背景

122号通知の内容は、①外商投資不動産企業の登録資本金比率に関する基準の引き下げ、②外商投資不動産企業の借入による資金調達に関する規制の取り消し、③外国人個人等による住宅購入条件の緩和の3点です。これらは、外国からの不動産投資の流入を規範化する目的で2006年に導入された規制²を緩和する内容であり、今年に入って当局が出した不動産市場刺激策の一環とみられます。不動産市場の低迷を受け、中国人民銀行は、2014年から預金金利引き下げや中国人個人による住宅購入時の頭金比率の引き下げを実施してきました³。今回の122号通知も、この流れの延長線上にあるものと考えられます。

2. 122号通知による緩和策

122号通知による緩和策は、以下の3点です。

① 登録資本金比率に関する基準の引き下げ

中国ではこれまで、外資の活発な投資をコントロールするため各規制が行われてきました。その一つは外商投資不動産企業の投資総額に対する登録資本金の比率について、一般業種の外商投資企業より厳しい基準が設定されていました⁴。122号通知の施行によりこの厳しい基準が廃止され、外商投資不動産企業にも他業種の外商投資企業と同様の規定が適用されることとなりました。

これまで、一般業種の外商投資企業に対しては、「中外合資経営企業登録資本と投資総額の比率に関する暫定規定」(工商企字「1987」第38号)を適用し、過度に借入金に依存した会社設立を排除する目的で、投資総額に応じた最低資本金比率を定めています。

¹ 住宅都市農村建設部門、商務部、国家発展改革委員会、中国人民銀行、国家工商行政管理総局、外貨管理局の6部門による。

² 2006年7月11日建設部、商務部、国家発展改革委員会、中国人民銀行、国家工商行政管理総局、国家外匯管理局「不動産市場への外資の参入と管理にかかる意見」建住「2006」171号、以下“171号意見”。

³ 中国人が住宅ローンを利用して2件目の住宅を購入する時の頭金は、これまでの60%から40%に調整された。また、住宅公積金を利用した住宅ローンにより1件目の住宅を購入する場合および1件目完済後に2件目を購入する場合の頭金比率は、ともに20%まで引き下げられた。(「個人住宅ローン政策関連問題に関する通知」、「住宅公積金個人住宅ローンによる住宅購入の最低頭金比率の調整に関する通知」建金「2015」128号)。

⁴ 171号意見により、外商投資不動産企業の投資総額が1,000万米ドル以上の場合、登録資本金がその50%以上であることが求められていました。これに対して、一般業種の外商投資企業の場合、1,000超~3,000万米ドルが40%以上、3,000万米ドル超が33.33%以上となっていました。

投資総額	最低資本金比率	金額ベース
300 万米ドル以下	70%以上	—
300 超～1,000 万米ドル	50%以上	ただし最低 210 万米ドル
1,000 超 ～ 3,000 万米ドル	40%以上	ただし最低 500 万米ドル
3,000 万米ドル超	33.33%以上	ただし最低 1,200 万米ドル

② 借入による資金調達に関する規制の取り消し

171 号意見により、外商投資不動産企業の場合、登録資本金の全額払込が完了していなければ、国内外からの借入を行ってはならず、外貨管理部門は当該企業の外貨借入決済を許可してはならないとされていました。122 号通知は、資本金の払込みが完了していない外商投資不動産企業に対する国内外からの借入を禁じる規制を取り消し、払込み完了前の借入による資金調達を可能にしました。

③ 外国人個人等による住宅購入制限の緩和

国外機構の中国国内代表機構や外国人個人等による不動産の購入に関する規制⁵も、122 号通知により緩和されました。これまで国外機構の中国国内代表機構、中国に居住する外国人による不動産購入には下表の規制が設けられていましたが、今後は、国外機構が中国国内に設立した代表機構や中国で就労・就学する外国人個人による不動産購入は、実需に応じて認められることになります。

項目	122 通知施行前	122 号通知施行後
国外機構、外国人による投資目的の不動産購入	不可 (外商投資不動産企業を設立すれば可能)	変更なし
国外機構の中国国内代表機構による不動産購入	<u>登記地において、実需に合致する非居住用の事務所としての不動産購入のみが可能</u>	実需要に合致した自社用、自己居住用の不動産の購入が可能
中国に居住する外国人による不動産購入	中国国内で就労、就学する期間が <u>1 年を超える外国人</u> が、実需に合致する不動産を <u>1 件に限り購入可能</u>	中国国内で就労、就学する外国人が、実需要に合致した自社用、自己居住用の不動産の購入可能

3. 留意点

122 号通知には、その施行後も 171 号意見の他の規制は引き続き有効であること、地方レベルで国外機構、外国人による不動産購入に関する規制⁶が存在する場合にはその規制に合致していなければならないこと、の 2 点が挙げられます。特に、後者の場合は、不動産の購入にあたり現地における規制の有無を事前に把握する必要があります。

⁵ 171 号意見、「国外機構と個人による不動産購入管理の更なる規範化に関する通知」(建房「2010」186 号)

⁶ 上海などの一部地域には、国外機構、外国人の住宅購入に対する制限措置があります。

税務情報

費用分担契約に関する新规定の公布

～デロイト中国発行「Tax Analysis」～

最近、中国の国家税務総局は費用分担契約(cost sharing agreement: 以下「CSA」)の管理に関する新しい規定を公布した。この新しい規定によれば、CSAを締結する中国の納税者は、CSAを締結した日から30日以内に、所轄税務機関にCSAの副本を提出しなければならない。

2015年5月14日に、国务院は「非行政許可審査承認事項の取消しに関する決定」(国発[2015]27号、以下「27号通達」)を公布した。当該通達の公布前に審査承認手続の取消しが決定された事項に加えて、27号通達ではさらに、CSAを含む49項目の事項に関する審査承認手続の取消しが決定された。

27号通達による決定を受けて、国家税務総局は2015年6月16日に、CSAの管理に係る「費用分担契約の管理の規範化に関する公告」(国家税務総局公告2015年第45号、以下「45号公告」)を公布した。当該公告は2015年7月16日から施行された。

主な変更点

審査権限: 27号通達および45号公告の公布以前においては、CSAの管理は主に企業所得税法および「特別納税調整実施弁法(試行)」(国税発[2009]2号、以下「2号通達」)の関連規定に基づくものとされていた。2号通達の第7章第69条では、CSAの審査権限について、次のように規定している。

第69条: 企業はCSAについて合意した日から30日以内に、逐次、国家税務総局まで届け出なければならない。税務機関はCSAが独立取引の原則に合致するか否かを判断し、逐次、国家税務総局まで報告して審査を受けなければならない。

27号通達により、「企業のCSAが独立取引の原則に従っているか否かに関する審査」(第46項目)は取り消されることになった。また、45号公告の施行に伴い、上記の2号通達の第69条も廃止された。

事前の審査から事後の管理へ: 上述のとおり、27号通達および45号公告が公布されるまで、企業がCSAを実施し、CSAとしての税務取扱いを受けるためには、現地の税務機関を通じて国家税務総局までCSAの届出をし、CSAが独立取引の原則に従っていることについて国家税務総局の承認を得なければならなかった。

27号通達および45号公告の公布により、国家税務総局はCSAが独立取引の原則に従っているか否かについて事前に審査する行政責任または権限を持たなくなった。しかし、45号公告では、税務機関がCSAに対する事後管理を強化

することを求めている。中国の現行規定に基づき、移転価格調整の遡及期限は 10 年とされていることに留意しなければならない。

国家税務総局のとり得る管理措置には次のことが含まれる。

- 独立取引の原則または原価と収益が対応するという原則に従っていない CSA に対しては、特別納税調査、調整を実施する。
- CSA の実施期間において、CSA の参加者が実際に受ける収益と分担する原価が対応しない場合、実際の状況に応じて補償調整を行わなければならない、補償調整が行われない場合、税務機関は特別納税調査、調整を実施する。

また、45 号公告では、CSA に参加する納税者のコンプライアンス義務についても規定している。これには次のことが含まれるが、これらに限られない。

- 企業は関連者と CSA を締結(変更)した日から 30 日以内に、所轄税務機関に CSA の副本を提出しなければならない。
- 企業が関連者と CSA を締結(変更)する場合、当該契約が実施されるか否かにかかわらず、企業所得税の年度納税申告を行うときに、関連者との取引について、「中華人民共和国企業年度関連取引報告表」を添付しなければならない。

このほか、2 号通達の第 74 条に基づき、企業は CSA の実施期間において、CSA に関する同期資料を準備、保存しなければならない。これには、当年度に CSA によって発生した原価総額および構成状況、当年度における各参加者の原価の分担状況、当年度の予測収益と実際の結果との比較およびそれによる調整等が含まれる。

全体として、新しい規定は納税者が CSA に参加する際のプロセスを簡素化するとともに、CSA への参加と実施に係るコンプライアンスの管理を行うことを目的としている。ただし、企業が CSA を実施する場合の分担原価、補償調整等に対する税務取扱い(源泉税、間接税等の取扱いを含む)について、国家税務総局はまだ明らかにしていない。

コメント

27 号通達および 45 号公告は、中国政府の進める“簡政放権”(手続の簡素化と権限移譲)の政策を背景として公布されたものである。45 号公告では、CSA の管理に関して、“事前の審査”から“事後の管理”へという政策転換の方向性を明らかにしている。

新しい規定は、手続の面から見て、企業が中国の移転価格法規に従って CSA に参加することを容易にするであろう。一方で、事後的なコンプライアンス義務の履行のために、企業は関連の分析を行い、資料を準備することが必要となる。中国の税務実務に対する我々の理解によれば、CSA に関しては実務上、以下の点について潜在的なリスクおよび不確定性がある。

規定における未解決の事項

45 号公告では、独立取引の原則と原価収益対応の原則について強調しているが、実際には現行の 2 号通達における関連規定を繰り返しているにすぎず、実務におけるいくつかの重要な技術的問題(例えば、合理的な予測収益の確定、バイ・イン支払およびバイ・アウト補償の価格決定等)については議論していない。これらの技術的問題は、移転価格分析の基礎となり、CSA が独立取引の原則に従っているか否かの判断にも重要な影響を与える。

現在、国家税務総局が改正作業を行っている 2 号通達において、CSA に関するより具体的な指針が与えられることが期待される。

潜在的な移転価格調査リスク

CSA に対する事前審査の取消しは、事後的な監督管理の強化と密接不可分のものといえる。将来的に中国の税務機関は、「中華人民共和国企業年度関連取引報告表」および CSA に関する同期資料のレビューを通じて、CSA に対するより厳格な管理を行うようになる可能性がある。

中国の税務機関は、CSA に関する資料とその中の移転価格分析に対してレビューを行う権限を有するため、納税者は CSA を税務機関に認めてもらうために、適切なコンプライアンス作業を行う必要がある。また、CSA における独立取引の原則の適用、特に合理的な予測収益とバイ・イン支払およびバイ・アウト補償の価格決定といった技術的問題は、大部分の税務機関にとって新しい課題であるため、実際に CSA のケースを審査する際、税務機関は納税者に対して多くの照会をし、あるいは異議を唱える可能性がある。中国の税務機関は最近における国際的な動き(例えば、OECD の税源浸食と利益移転(base erosion and profit shifting : BEPS)プロジェクトの下で出されたディスカッションドラフトの観点)を踏まえ、技術的な観点から中国の租税利益を守ろうとするかもしれない。このことは、実務上、納税者がより厳しいコンプライアンスの要求および事後的な調査のリスクに直面する可能性があることを意味する。

以上のことから、納税者は CSA への参加時および CSA の実施期間において、CSA に関する十分な資料の準備が必要になると考えられる。これには、CSA の内容と条項、CSA が原価収益対応の原則および独立取引の原則に従っているか否かについての分析が含まれる。CSA への参加者の分担する原価が実際に受ける収益と対応しない場合には、補償調整も行う必要がある。また、多額の税金にかかわる CSA については、事後的な調査のリスクを低減するため、納

税者は中国の移転価格法規に基づき、事前確認(advance pricing arrangement:APA)を申請することも検討できるだろう。

関連の税務取扱いおよび非貿易対外送金

上述した政策の変更により、CSA が独立取引の原則に従っているか否かに対する国家税務総局の事前審査権限は取り消された。しかしながら、前述のとおり、より明確な規定が出されるまで、各地の税務機関は CSA にかかわる税務取扱いについて、納税者に積極的に回答を与えようとせず、そのために納税者は速やかに関連の税務処理を行えない可能性がある。実際に、CSA の実施期間において適時に、かつ継続的に CSA としての税務取扱いを受けられるか否かは、納税者が CSA に参加するか否かを検討する際の最も重要な考慮要素といえる。

納税者が CSA の実施過程において対外送金を行う際、各地の税務機関が納税者に対して速やかに税務証明書類を発行するか否かも定かではない。よって、27号通達および45号公告の公布後においてもなお、CSA の税務取扱いと非貿易対外送金に係る不確定性と実務的な障害は残る可能性がある。

要約すれば、27号通達および45号公告の目的は中国における CSA の管理手続を簡素化することにあるが、現在、CSA への参加を検討している納税者は、上述した不確定性と実務的な障害について留意しなければならない。また、適切に事前の準備と事後のコンプライアンス作業を行い、関連法規の動向を注視するとともに、必要に応じて専門家のアドバイスを求める必要がある。

税務情報

国家税務総局が「特別納税調整実施弁法」のディスカッションドラフトを公表 ～デロイト中国発行「Tax Analysis」～

国家税務総局は 2015 年 9 月 17 日に「特別納税調整実施弁法」のディスカッションドラフト(以下「ディスカッションドラフト」)を公表した⁷。これは、現行の「特別納税調整実施弁法(試行)」(国税発「2009」2 号、以下「2 号文」)の内容を全面的に改正するものである。2009 年に公布された 2 号文は、移転価格調整、コストシェアリング、過少資本税制等の特別納税調整事項について詳細に規定したものであり、中国における移転価格税制の主たる指針とされている。ディスカッションドラフトには、経済協力開発機構(以下「OECD」)の税源侵食と利益移転(Base Erosion and Profit Shifting: 以下「BEPS」)行動計画の成果として出された多くの提言が織り込まれているが、一方で、中国特有の経済環境および要因も考慮に入れられている。

要点のまとめ

ディスカッションドラフトの要点は以下の通りである。

- ・移転価格の同期資料にはマスター文書とローカル文書が含まれる。加えて、一定の条件に該当する企業は、企業所得税の年度申告を行うときに、「国別報告表」も作成しなければならない。(詳細は第二章と第三章を参照。)
- ・納税者は、関連者との役務取引があるか、コストシェアリングを実施しているか、あるいは過少資本の関連規定に違反している場合、別途同期資料の特殊事項文書も準備しなければならない。(詳細は第三章、第七章、第九章および第十一章を参照。)
- ・移転価格調査を行う際、調査対象企業の最終持株企業が中国国外にある場合で、当該最終持株企業が所在国の税務機関に国別報告書を提出していないか、あるいは中国が自動情報交換に関する協定によって最終持株企業の提出した国別報告書を入手できない場合、中国税務機関は調査対象企業に対して国別報告書を提出するよう要求する権限を有する。また、中国税務機関は関連者間取引を分析、評価する際に、調査対象企業が超過利益を得るべきか否かを判断するために、コストセービング、マーケットプレミアム等の地域性特殊要因を分析する。(詳細は第五章および第六章を参照。)
- ・税務機関はより広範な利益水準の監督メカニズムを構築し、納税者に対してリスク等級評価を行う。納税者は、同期資料の準備や関連申告といった法定義務を履行するだけでなく、日常的な移転価格ポリシーの実行および利益水準の状況に対する管理も強化する必要がある。(詳細は第十三章を参照。)

⁷ ディスカッションドラフトの原文は、国家税務総局のオフィシャルウェブサイトを参照。

<http://hd.chinatax.gov.cn/hudong/noticedetail.do?noticeid=577376>

ディスカッションドラフトにおいては、多くの事項に関して、納税者の観点からの明確化も図られている。具体的には以下の内容を含む。

・ディスカッションドラフトでは、移転価格算定方法のその他の方法として、価値貢献分配法、資産評価方法について規定しているが、適用すべき移転価格算定方法は関連者間取引の性質および実際の状況に基づいて選択するという点をなお強調している。(詳細は第四章を参照。)

・ディスカッションドラフトでは、従来のコストシェアリング契約に対する事前審査の要求が取り消され、事後管理の形に改められた。これは、コストシェアリングの実施を検討する納税者にとって、柔軟性を与える変更であると考えられる。(詳細は第九章を参照。)

・ディスカッションドラフトでは、税務機関に対して、企業が特別納税調整事項によって二重課税を受けることを回避するために、相互協議の結果に従って税額の追徴、還付等を行うべきことを要求している。ディスカッションドラフトは相互協議の申請が拒否される状況(例えば、相互協議の申請の提出が、租税条約の規定する期限を過ぎている場合)について規定にしているが、同時に、そのような状況に該当する場合であっても、二重課税の回避等に資すると国家税務総局が判断した場合には、相互協議の申請を柔軟に処理できる旨も定められている。(詳細は第十四章を参照。)

中国投資入門 Q&A ～外資参入規制と VIE スキーム～

「新常態」「一路一帯」「中国夢」…中国に関して、2015年は様々なキーワードが飛び交い、また直近では上海株式市場の相場乱高下や天津の爆発事故、抗日戦争勝利70周年記念式典など、今年も中国に関しては話題に事欠かない一年になっています。本誌をお読みいただいている皆様は、大なり小なり中国とのビジネスにご縁のある方々であると思いますが、様々な出来事がありつつも、日中間ビジネスの切っても切れない絆というものをお感じの方も大勢いらっしゃると思います。

さて、今月のデロイト トーマツ チャイナ ニュースから数回にわたり、Q&A形式で中国投資の基本的事項について皆様にご紹介します。これから中国をご担当される方にとりましては入門編の知識として、また既に中国ビジネスに深く関与されている方にとりましては既存の知識の再確認として、お目通しいただけますと幸いです。

Q1 どのような業種でも中国に投資できますか？中国で外資が参入可能な業種に関する規制とその対応について教えてください。

さて、本稿最初の質問は、外資企業（以下、外商投資企業）が中国での外資参入に関する規制についての質問です。外資参入規制は、中国投資を検討する日本企業にとって最初に直面する壁であると思います。

中国の外資参入規制については、「外商投資の方向を指導する規定」（国务院令 第 346 号）に定められており、外商投資プロジェクトを「奨励」「許可」「制限」「禁止」の 4 種類に分類しています。詳細は「外商投資産業指導目録」（以下、目録）に列挙されていますが、以下に各分類の概要を紹介します。

① 奨励類

奨励類は外資の導入を積極的に進め国内産業を発展させるべきと政府が判断した産業であり、2015 年版目録では 349 の産業がこれに該当します。かつては奨励類に該当する産業については、プロジェクト認可比較的容易に得られたり、税制上の優遇を享受できたりしていましたが、現在では奨励類に該当することで得られる優遇は当初との比較は限定的になっています。なお、中国側の持分支配が要求されない奨励類および許可類への外国投資者による投資に関しては、原則として届出制が適用されており、政府部門による審査・認可が不要で簡便な手続きになっています。

② 許可類

許可類に該当する産業は、奨励類・制限類・禁止類以外の産業と定義されています。投資プロジェクト及び会社設立については奨励類と同様の届出や審査・認可を経る必要がありますが、特段の優遇措置はありません。

③ 制限類

制限類に分類された産業は、中国政府が外資の無条件の参入を規制しており、多くの場合、会社形態や外資の支配について制限が設けてあります。具体的には、目録において、「合弁・合作に限定」「中国側持分支配」「中国側の

相対的持分支配」「合作のみ、中国側主導」といった条件が定められており、外国投資者はこれらの範囲でしか投資することができません。2015年版目録では38の産業が制限類に分類されています。

なお、制限類に属する外商投資プロジェクトについては、届出制ではなく政府部門の許認可が必要となります。また、その場合の審査認可機関は投資総額により異なるランクの政府機関の審査・認可が要求されています。

④ 禁止類

禁止類に分類される産業については、外資が参入することは認められていません。禁止類の産業には武器・弾薬の製造や地図作成、義務教育機構、ニュース、出版など国家の根幹に関わる産業や社会に広く影響を与えうる項目などが列挙されています。2015年版目録では36の産業が禁止類に分類されています。

上記の産業分類の詳細を記載した「外商投資産業指導目録」は、2015年に改正が行われています。当該改正では制限類が大幅に縮小(79項目から38項目)されるなどの変更がありますが、詳細はトーマツチャイナニュース Vol.148をご参照ください。

Q2

それでは、上記の禁止類産業に外資が参入したり、制限類産業において外資が支配権を握り自由にコントロールする方法はないのでしょうか。

前述の通り、禁止類についてはそもそも外資の参入が禁止されています。また制限類の多くは会社形態や外資の持分割合に制限があり、中国資本を受け入れなければ当該産業に参入できませんが、外国投資者の投資回収やノウハウ流出の懸念などによって、中国側に支配権を委ねることなく外資側でコントロールしたいというニーズも強く存在します。

このような外資規制を回避する目的で考案された手法として、VIEスキーム(またはWFOEスキームと呼ばれたりもします)というものがあります。VIEはVariable Interest Entities(変動持分事業体)の略であり、もともとは外資参入が制限または禁止されている産業に属する中国企業が海外上場を果たすために考案されたスキームですが、逆に当該禁止・制限類産業(インターネット、金融、教育など)に外資が参入する際に当該スキームが使用されるケースがあります。

典型的な例としては、信頼できる中国人従業員等の出資により中国内資企業(以下、内資企業)を設立し、内資企業がビジネスに必要なライセンスを取得します。一方で外資企業は、ケイマンやバージン諸島などのタックスヘイブンに、オフショア特別目的会社(SPC)を設立し、SPCが中国で100%出資の子会社(WFOE)を設立します。そして当該WFOEが内資企業に対して、株式/持分保有によってではなく、ライセンス使用やノウハウ提供といった諸契約によって支配を及ぼし、対象会社の利益を最大限に吸い上げ、最終的に当該利益を株主への配当としてオフショアのSPC又は外国投資家に還流するというスキームです。

Q3

VIE のような外資規制を回避するためのスキームに、リスクはないのですか。

VIE スキームは、外資参入規制を回避するための脱法行為的な側面を有しており、合法性については不確実である点に留意が必要です。また、内資企業の中国人出資者が諸契約を無視して内資企業を専横的に支配した場合には、外国投資者のコントロールが容易に失われてしまうというリスクも存在します。

中国政府としては、VIE スキームを上記の通り外資参入規制の迂回行為であることを認識しつつも、一方では当該スキームを利用した中国 IT 企業等の海外上場によりもたらされた社会の発展、就業率の改善、税収の増加などの利益も享受しているため、これまでは事実上の黙認状態が続いており、実務上は散見されるスキームとなっていました。

ただしこのような VIE スキームについて、規制が全く存在しない訳ではなく、「外国投資者による国内企業買収に対する安全審査制度の確立に関する通知」(商務部公告 2011 年 53 号)においては、当該安全審査の対象になるか否かは取引の実質的内容で判断するべきとし、VIE スキームのような契約による実質的支配も外国投資者の買収安全審査の範囲内であることを示唆しています。

さらに 2015 年 1 月に公開された外国投資法の草案では、外国投資家の支配を受ける国内企業も外国投資者と看做すとし、当該支配を判断する基準としては株式保有割合、董事会の支配権のほか、契約または信託の方法で会社の経営、財務、人事または技術に重大な影響を与えることも含むとしています。また外国投資者が参入可能な産業については実施禁止・制限目録制度を導入して、外国投資家が実施禁止目録に掲載される産業分野には投資してはならないとしています。この改正案が採択された場合、VIE スキームにおいて事業を行う内資企業は、WFOE に支配される外国投資者と看做され、実施禁止目録に掲載されている事業を継続することができなくなります。

従って、VIE スキームの採用を検討する場合には、現行法上での合法性、安全性について検討する必要があると同時に、将来の法改正や政府のスタンスを考慮し、VIE スキームを採用する是非について慎重に検討する必要があると考えられます。

執筆: 有限責任監査法人トーマツ 中村 剛、上村 哲也 デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社 三好 高志
監修: デロイト トーマツ合同会社 三浦 智志、鄭 林根、西村 美香 デロイト トーマツ税理士法人 大久保 恵美子
執筆協力: デロイト中国ほか

中国業務に関する主なお問合せ先

デロイト トーマツ合同会社

本部中国室

〒108-6221 東京都港区港南 2-15-3 品川インターシティC 棟
Tel: 03-6720-8341 / Fax: 03-6720-8346
三浦 智志 / 伊集院 邦光 / 中村 剛 / 鄭 林根 / 江川 由美子 / 西村 美香

有限責任監査法人トーマツ

名古屋事務所

〒450-8530 名古屋市中村区名駅 3-13-5
名古屋ダイヤビルディング3号館
Tel: 052-565-5511 / Fax: 052-565-5548
前田 勝己

福岡事務所

〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラ
Tel: 092-751-0931 / Fax: 092-751-1035
只隈 洋一

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
TEL: 03-6213-1180 FAX: 03-6213-1085
福島 和宏 / 三好 高志

デロイト中国各拠点案内

上海事務所

30/F, Bund Center, 222 Yan An Road East, Shanghai, 2,00002 P.R.C.
Tel: +86-21-6141-8888 / Fax: +86-21-6335,0003
大久保 孝一 / 田嶋 大士 / 横山 真也 / 大穂 幸太 / 河原崎 研郎
大厩 隆啓 / 原 国太郎 / 板谷 圭一 / 片岡 伴維

大連事務所

Room 1503 Senmao Building
147 Zhongshan Road, Xigang Deistrict, Dalian, 116011 P.R.C.
Tel: +86-411-8371-2888 / Fax: +86-411-8360-3297
依藤 啓司

広州事務所

26/F, Yuexiu Financial Tower, 28 Pearl River East Road,
Guangzhou, 510623 P.R.C.
Tel: +86-20-8396-9228 / Fax: +86-20-3888-1119
前川 邦夫

蘇州事務所

Suite908, Century Financial Tower, 1 Suhua Road,
Industrial Park, Suzhou, 215021 P.R.C.
Tel: +86-512-6762-1238 / Fax: +86-512-6762-3338
滝川 裕介

ハルビン事務所

Room 1618, Development Zone Mansion 368 Changjiang Road
Nangang District Harbin 150090, PRC
Tel: +86-451-8586-0060/ Fax: +86-451-8586-0056

成都事務所

Unit 3406, 34/F Yanlord Landmark Office Tower No. 1 Section 2,
Renmin South Road Chengdu 610016, PRC
Tel: +86 28 6210 2383/ Fax: +86 28 6210 2385

杭州事務所

Room 605, Partition A, EAC Corporate Office, 18 Jiaogong Road
Hangzhou, 310013, PRC
Tel: +86-571- 2811-1900 / Fax: +86-571-2811-1904

廈門事務所

Unit E, 26/F International Plaza, 8 Lujiang Road, Siming District
Xiamen, 361001, PRC
Tel: +86-592-2107-298 / Fax: +86-592-2107-259

マカオ事務所

19/F The Macau Square ,Apartment H-N
43-53A Av. do. Infante D. Henrique
Macau, PRC
Tel: +853-2871-2998 / Fax: +853-2871-3033

大阪事務所

〒541-0042 大阪市中央区今橋 4-1-1 淀屋橋三井ビルディング
Tel: 06-4560-6031 / Fax: 06-4560-6039
上村 哲也 / 藤川 伸貴 / 谷口 直之 / 栗野 清仁

デロイト トーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8305 千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
Tel: 03-6213-3800 / Fax: 03-6213-3801
大久保 恵美子 / 安田 和子 / 酒井 晶子 / 川島 智之

デロイト トーマツ コンサルティング合同会社

〒100-0005 千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
Tel: 03-5220-8600 / Fax: 03-5220-8601
野村 修一 / 石黒 泰時

北京事務所

8/F Office Tower W2, The Tower, Oriental Plaza,
1 East Chang An Avenue, Beijing, 100738 P.R.C.
Tel: +86-10-8520-7788 / Fax: +86-10-8518-1218
原井 武志 / 松原 寛 / 浦野 卓矢 / 北村 史郎 / 降矢 直人

天津事務所

30/F The Exchange North Tower No.1
189 Nanjing Road, Heping District, Tianjin, 300051 P.R.C.
Tel: +86-22-2320-6688 / Fax: +86-22-2320-6699
濱中 愛 / 梨子本 暢貴

深セン事務所

13/F China Resources Building, 5001 Shennan Road East,
Shenzhen, 518010 P.R.C.
Tel: +86-755-8246-3255 / Fax: +86-755-8246-3222
大塚 武司

香港事務所

35/F One Pacific Place, 88 Queensway, Hong Kong
Tel: +852-2852-1600 / Fax: +852-2542-4597
アジア パシフィック クラスタラーダー 中川 正行
松山 明広 / 小川 康弘 / 福田 素裕

濟南事務所

Unit 1018, 10/F, Tower A, Citic Plaza, 150 Luo Yuan Street,
Jinan 250011, PRC
Tel: +86-531-8518-1058/ Fax: +86-531-8518-1068

重慶事務所

Room 10-12, 13/F International Trade Center Chongqing
38 Qing Nian Road ,Yu Zhong District ,Chongqing 400010 P.R.C
Tel: +86-23-6310- 6206/ Fax: +86-23-6310-6170

南京事務所

Room B, 11th Floor Golden Eagle Plaza
89 Hanzhong Road Nanjing 210029, PRC
Tel: +86-25-5790 -8880/ Fax: +86-25-8691-8776

武漢事務所

Unit 2, 38/F New World International Trade Tower
568 Jianshe Avenue, Wuhan, 430022, PRC
Tel: +86-27-8526-6618/ Fax: +86-27-8526-7032

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人およびDT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,500 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 220,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited